

募 集 要 項

採用庁	さいたま家庭裁判所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号
職種	事務補助員
採用人数	3人程度
採用予定期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
職務内容	事務の補助的業務（郵便物の受付・仕分け・配布・発送、事務用品や備品の管理、パソコンへのデータ入力（ワード、エクセル等を利用した簡易な入力）、書類の作成補助、電話の取次ぎ（応相談）、その他庶務事務等） ※法律の知識は必要ありません。 ※具体的な仕事内容は、ご本人の知識やスキル、障害特性に応じて配慮いたします。
勤務時間	午前8時30分から午後5時30分まで（45分休憩）のうち、7時間45分 ※ 勤務時間は週20時間以上で応相談
応募資格	高等学校卒業程度で、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に該当する者
能力の実証	1 方法：面接及び書面審査 2 面接実施日時：令和7年2月3日（月）から同月14日（金）（ただし、土日祝日を除く。）までのうち、30分程度 3 実施場所：さいたま家庭裁判所
受付期間及び受付時間	受付期間：令和6年12月23日（月）から令和7年1月10日（金）まで 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで ただし、応募者多数の場合は、締切日前に募集を打ち切ることがある。
応募方法	1 受験申込みは、ハローワークを通じて行う。 2 応募者は、ハローワークを介してさいたま家庭裁判所総務課人事第一係宛てに電話連絡の上、 <u>3の応募書類を令和7年1月10日（金）午後5時（必着）までに、同係宛てに郵送する。</u> 3 応募書類は次のとおり。 （1）履歴書（6か月以内に撮影した写真を貼付する。） 【必要事項】 ・連絡先となる住所、電話番号（電話連絡が不可の場合、FAX番号又はメールアドレス） ・障害の状況や配慮事項（面接や業務上の配慮のため、可能な範囲で記入する。） ・上記面接実施日の日程のうち差支えのある日時 ・（希望者のみ記入）庁舎見学（面接日に実施）の希望 ・（希望者のみ記入）面接日の自動車での来庁希望 ・（希望者のみ記入）勤務日の自動車通勤の希望 （2）ハローワークの紹介状 4 応募受付後、面接日時を郵送で通知する。

問合せ先

さいたま家庭裁判所事務局総務課人事第一係

電話 048-863-8762

住所 〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45

さいたま家庭裁判所